\bigcirc 経文内 済部 産科閣 業学 省省府、 国厚総 土生 交労務 改通働 省省省 環農法 林境水務 産 省省省 令 第

保 険 業 法 等 \mathcal{O} 部 を 正 す る 法 律 平 成 +七 年 法律第三十八号) 附 則第四 条第 項 E お 1 て読み替えて準

号

令の一部を改正する命令を次のように定める。

用

す

る

保

険

業

法

平

成

七

年

法

律

第

百五

号)

第

百

-条第三:

項の規

定に基づ

き、

認

可

特

定

保険業者等に

関

ける・

令和三年三月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

林水産大臣 野上浩太郎

農

土 済 交通 産 業 大 大 臣 臣 赤 梶 羽 Ш 弘 嘉 志

玉

経

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認 可 特 定保険業者等に関する命令 (平成二十三 至 年 文 部 科 学 省 、 国 星生 変 動 省 、 、 環農法 深 林 城 水 務 省 省 省 、 令第一号) の —

部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に より、 改正 前 欄 に 撂 げ る規 定 0 傍 線 を付 L た部分をこれ , に 対 応する改正 後 欄 に掲 げ `る規・ 定 \mathcal{O} 傍 線

を付 した部 分のように改 め、 改正 前欄 及び 改 Î 後欄 に対応 して掲げるその標記 部分 連 続続 す る他 \mathcal{O} 規定 と記

号により一 括 して 掲げ Ź 規定に あ つって は、 そ \mathcal{O} 標記 部 分に 係 る記載) に二 重 傍 線 を付 L た規・ 定 (以 下 対 象

規定」 とい う。 は、 そ \mathcal{O} 標 記 部 分が 異な る ŧ \mathcal{O} は 改 正 前 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定 を改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定

として移 動 Ļ 改 Ē 後 欄 に 掲げ ,る対象! 規定できる。 改 正 前 欄 にこれ に 対応するも のを掲げ 7 **,** \ な V) ŧ Oは、 これ を

加える。

能8 別紙様式第1号 次のとおり報告します。 [機器] [第1・第2 (認可特定保険業者) [第1~第5 (記載上の注意) 1 保険業法等の一部を改正する法律 (平成17年法律第38号。以下「改 $[2\sim5$ 貸借対照表 を記載することができる。 に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみ 記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄 施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をい 号) 第64条第1項第1号の規定による届出書に旧氏 (住民基本台帳法 省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 |険業者等に関する命令(平成 23 年内閣府・総務省・法務省・文部科学 正法」という。)附則第2条第2項の規定による申請書又は<u>認可特定保</u> う。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に 器 侢 器 器 熈 (第33条第1項関係) 侢 田 寅 日から 伻 年年 改 Ш 耳 併 月月 正 日現在) 貸借対照表 炎 田 7 認可特定保険業者名 魚 から)業務報告書まで) 後 表理事 日までの業務及び財産の状況を 严 氏 (日本産業規格A4) 併 田 Ш 能3 別紙様式第1号 次のとおり報告します。 [同左] [第1・第2 [第1~第5 同左] (認可特定保険業者) (記載上の注意) 1 保険業法等の一部を改正する法律 (平成17年法律第38号。以下「改 貸借対照表 $[2\sim5$ ができる。 名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載すること 42 年政令第 292 号) 第 30 条の13 に規定する旧氏をいう。) 及び名を併 氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧 正法」という。) 附則第2条第2項の規定による申請書又は第64条第 1項第1号の規定による届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 同左] 同左] 熈 (第33条第1項関係) 伻 且 承 日から 伻 年年 改 Ш 且 侢 月月 正 日現在) 貸借対照表 湬 日かりなっていっているで 田 代表理事 認可特定保険業者名 币 前 日までの業務及び財産の状況を)業務報告書 严 氏 (日本産業規格A4) 伻 田 Ш

(記載上の注意)

- は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について
- 次に掲げる会計方針に関する事項

[D~6

- 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載す ること。) 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

<u>③</u> 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- す可能性があるもの 上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼ 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

 $\frac{(6)\sim(19)}{[2\sim12]}$ [聚 [器]

第4

損益計算書

年度 年年 月月 シでかまかり 損益計算書

(認可特定保険業者)

(記載上の注意)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[<u>1</u>~6 [同左] 同左]

0

[加える。]

② [同左]

[加える。]

[同左]

<u>(4)</u> 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $(5)\sim(18)$ [同左]

 $[2\sim 12$ 同左]

얦4

損益計算書

年年 月月 日から) 損益計算書

年度

(認可特定保険業者)

[同左]

(記載上の注意)

備考	얦 5																
表中の [] の記載は注記である。	[略]	[2~5 略]	(8) [略]	は、記載することを要しない。	①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき	報	③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情	② 収益を理解するための基礎となる情報	分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項	質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区	① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性	除へ。)	る収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを	[7] 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ず	[(1)~(6) 略]	限りでない。	1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この
	第5 [同左]	[2~5 同左]	(7) [同左]											[加える。]	[(1)~(6) 同左]		1 [同左]

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和三年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後 の認可特定保険業者等に関する命令 (以 下 「新命令」という。) 別 紙 様式第

号第3記載上 の注意 1(5) の規定は、 令和三年四月 日以後に開始する事業年度に係る業務報告 書 保保 険

業法等 \mathcal{O} 部を改正する法律 - 附則第| 匹 [条第 項及び第二項に お ζ) て読み替えて準用する保険 業法 第百十条

第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る業 務 報告 書 を 7 う。 以 下 同 ľ こに つ 1 · て 適 用 Ļ 同 日 前 に開 始 す Ź 事 業年 度に 係 る

業務 報告書 に つ **,** \ て は なお 従前 \mathcal{O} 例による。 ただし、 令和二年三月三十一日以後に終了 する事業年度に

係る業務報告書に つい ては、 新命令 の規定を適用することができる。

2 新 命令 別紙様 式第一 号第3 記 載上 \mathcal{O} 注意 1 (2) (7)) 及 び 同 様 式 第 4 記 載 上 の注 意 1 (7) \mathcal{O} 規定 は、 令 和三年四

月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 に · 係 る業務 報 告書 に 0 1 て 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る事 業 年 度 に 係 る業 務

報告 書に つい て には、 な お 従 前 の例による。 ただし、 令和二年四 月一 日 以後に終了す んる事業 業年 一度に 係 る業務

報告書については、新命令の規定を適用することができる。

3 新命令別紙様式第一号第3記載上の注意13の規定は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に

係る業務報告書について適用し、 同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、 なおご . 従 前 の例

令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、

新

命令

 \mathcal{O}

規定を適用することができる。

による。

ただし、